

平成30年2月23日

各位

会社名 株式会社 東急レクリエーション
代表者 取締役社長 菅野 信三
(コード番号 9631 東証第2部)
問合せ先 取締役常務執行役員 大島 昌之
(TEL. 03-3462-8888)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年2月23日開催の取締役会において、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成30年3月29日開催予定の第85期定時株主総会に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成30年7月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更（以下「本単元株式数変更」）することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更する。

(3) 変更予定日

平成30年7月1日

(4) 変更の条件

平成30年3月29日開催予定の当社第85期定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に維持することを目的として、株式併合（以下「本株式併合」といいます）を実施することといたしました。

(2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の割合 平成30年7月1日(実質上6月29日)をもって、同年6月30日の最終の株主名簿に記載された株主さまの所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。
- ③ 併合により減少する株式数 25,549,980株

併合前の発行済株式総数(平成29年12月31日現在)	31,937,474株
併合により減少する株式数	25,549,980株
併合後の発行済株式総数	6,387,494株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

所有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	10,890名(100.0%)	31,937,474株(100.0%)
5株未満	148名(1.4%)	181株(0.0%)
5株以上	10,742名(98.6%)	31,937,293株(100.0%)

(注)本株式併合を行った場合、ご所有株式数が5株未満の株主さま148名(所有株式数の合計181株)は、当社株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引されている証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

(4) 株式併合による影響等

本株式併合により発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので1株当たりの純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少にともない、効力発生日(平成30年7月1日)をもって、株式併合の割合(5株につき1株の割合)に応じて、発行可能株式総数を1億株から2,000万株に減少いたします。

(7) 株式併合の条件

平成30年3月29日開催予定の当社第85期定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」にともなうものであります。なお、本定款変更は、会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めに従い、株主総会における議案とすることなく行います。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,000万株</u> とする。
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

(3) 変更の条件

平成30年3月29日開催予定の当社第85期定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件に、平成30年7月1日をもって変更といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関する日程

取締役会決議日	平成30年2月23日
株主総会決議日	平成30年3月29日（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	平成30年7月1日（予定）
株式併合の効力発生日	平成30年7月1日（予定）
定款の一部変更の効力発生日	平成30年7月1日（予定）

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日は、平成30年7月1日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係上、株式会社東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成30年6月27日となります。

以上

(添付書類)

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株数をあわせて、それより少数の株式にすることです。今回、当社では 5 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 株主として何か手続きをしなければならないのですか。

別段のお手続きの必要はございません。

Q 4. 所有する株式数や議決権はどうなりますか。

株主さまの株式併合後のご所有株式数は、平成 30 年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生日前		効力発生日後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	1 株に満たない端数
例①	2,400 株	2 個	480 株	4 個	なし
例②	1,907 株	1 個	381 株	3 個	0.4 株
例③	1,000 株	1 個	200 株	2 個	なし
例④	500 株	0 個	100 株	1 個	なし
例⑤	173 株	0 個	34 株	0 個	0.6 株
例⑥	4 株	0 個	0 株	0 個	0.8 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合（上記の例②, ⑤, ⑥のような場合）は、全ての端数を当社が一括して売却し、または自己株式として当社が買い取り、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて分配いたします。この代金は平成 30 年 9 月にお支払いすることを予定しております。株式併合の効力発生日前のご所有株式数が 5 株未満の場合（上記の例⑥のような場合）、株式併合により全てのご所有株式が 1 株に満たない端数となるため、結果として、株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生日前に、単元未満株式の買増制度をご利用いただくことにより、1,000 株に買い増ししていただくことも可能です。具体的なお手続きについては、株主さまがお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 5. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取」「単元未満株式の買増」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6. 株式併合後も、単元未満株式の買取や買増は可能ですか。

株式併合後においても、「単元未満株式の買取」「単元未満株式の買増」制度をご利用いただけます。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 株式併合により株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主さまのご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は5倍になります。

従って、株式市場の変動等ほかの要因を別にすれば、株主さまのご所有の当社株式の資産価値が変わることはございません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q 8. 株式併合により株式数が減少しますが、受け取る配当金は減少しますか。

今回の株式併合により株主さまのご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動等のほかの要因を別にすれば、株式併合によって株主様が受け取る配当金の総額への影響はございません。

ただし、株式併合により生じた端数株式については、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 9. 株主優待制度はどうなりますか。

株式併合の割合（5株を1株にする併合）に応じて株主優待基準における所有株式数を変更いたします。従いまして、現在、株主優待をご利用いただいている株主さまにおかれましては、優待内容に実質的な変更はございません。詳細につきましては、本日別途開示しております「株主優待基準の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

Q10. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

次のとおり予定しております。

平成30年2月23日	取締役会決議日
平成30年3月29日（予定）	定時株主総会決議日
平成30年6月26日（予定）	1,000株単位での売買最終日
平成30年6月27日（予定）	100株単位での売買開始日
平成30年7月1日（予定）	単元株式数の変更、株式併合、発行可能株式総数の変更の効力発生日
平成30年9月（予定）	端数株式に係る処分代金の分配

○ 株式に関する手続きについてのお問い合わせ先

ご不明な点につきましては、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日を除く）